

○湖周行政事務組合議会公印規程

平成 23 年 9 月 30 日

議会訓令第 1 号

公印の名称、寸法、様式、書式、使用する文書の区分、保管者及びその数は、次のとおりとし、この規程に定めるもののほか、必要な事項は、湖周行政事務組合公印規則（平成 2 3 年湖周行政事務組合規則第 3 号）の例による。

名称	寸法	様式	書体	使用する文書の区分	保管者	個数
湖周行政事務組合議会議長印	方 2 1 ミリメートル	湖 周 行 政 事 務 組 合 議 会 議 長 印	古印体	組合議会議長名をもってする文書用	事務局長	1

附 則

この訓令は、平成 2 3 年 9 月 3 0 日から施行する。